

白石町立学校に係る 「部活動の基本方針」

平成30年11月
白石町

1 はじめに

部活動は学校の教育活動の一環として行われ、責任者の指導の下、同好の生徒が参加し、自主的に組織される。また、部活動は体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育成したりするなど、多様な学びの場としてきわめて効果的な活動で有り、大きな意義を有するものである。

しかしながら、社会・経済の変化等により、部活動を取り巻く環境も著しく変化し、「過度な競技志向や勝利至上主義」「生徒や顧問、保護者の多忙化」「いじめ・体罰の問題」「保護者要望の多様化」「量的指導から質的指導への転換」等、様々な課題が存在している。

これらのことから、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、部活動が学校教育の一環として、多様な形で最適に実施されるよう、「白石町立学校に係る部活動の基本方針」(以下、「基本方針」とする。)を策定する。

2 体制の整備について

(1) 部活動方針の策定

- ア 校長は、本基本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、年間の活動計画とともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ウ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部活動を設置する。
- イ 白石町教育委員会(以下「町教育委員会」とする。)は、指導内容の充実や生命の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消などの観点から円滑に部活動が実施できるよう、必要に応じて部活動指導員・外部指導者を学校に設置するように努める。
- ウ 町教育委員会及び校長は、部活動指導員・外部指導者が学校教育について理解し、適切な指導を行えるよう、佐賀県教育委員会が実施する研修を受講させる等研修の機会を設ける。
- エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運

- 當、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- オ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の指導者（教員等、部活動指導員、外部指導者等とする。以下同じ。）を配置するよう努める。
- カ 校長は、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的で効果的な活動の推進について

- (1) 顧問は、教育課程との関連を図る上において、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践する。生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症による事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じること。
- (3) 顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各部の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用する。
- (4) 町教育委員会及び校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、部活動によるスポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて、保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な休養日等の設定について

- (1) 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮する。

そのため、以下の基準を設定するとともに、町教育委員会は、各学校に対し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ア 休養日

(ア) 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。

毎週月曜日又は水曜日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とし、週末に大会・試合・コンクール等（以下「大会等」という。）への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(イ) 長期休業中は、学期休業中に準じた扱いを行う。ただし、長期休業中の趣旨に鑑み、生徒が家族・地域で過ごす時間等を含め、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようとする。

(ウ) (ア) (イ) の前段にかかわらず、部として目標とする重要な大会等⁽¹⁾の直前の時期には、当該大会を含む 4 週間の期間で休養日を合計 8 日以上確保し、直前の時期の週当たりの休養日を 1 日とすることが出来る。

(エ) 以下を白石町における共通の「部活動休養日」とする。

- a 每月第 3 日曜日・・佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」
- b 町教育委員会及び学校が定める定時退勤日
- c 町教育委員会が定める「学校完全休業日」
- d 定期テスト等の 3 日程度前からテスト終了まで
- e その他、学校ごとに、年末年始等、年間で 10 日程度、学校全体としての休養日を設定する。

イ 活動時間等

(ア) 部活動は必ず教員・部活動指導員・外部指導者の監督指導の下で実施し、活動時間は以下の通りとする。

○平日：長くとも 2 時間程度

○長期休業中：長くとも 3 時間程度（学期中の週末を含む）

(イ) 活動時間及び日没時間を考慮し下校時間を設定する。

（下校時刻の設定に当たっては、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮する。）

(ウ) 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保や地域行事への積極的な参加等への観点、また、教員等の負担軽減や教科指導の充実等の観点から、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

（2）学校における休養日及び活動時間等の設定

ア 校長は、2(1)の「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、4(1)に則り、学校全体としての休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 顧問は、2(1)の活動計画等の作成に当たっては、アの学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定する。

(3) 参加する大会等の見直し

ア 校長は、生徒の教育的意義、生徒及び顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

特に、週末に休養日が設定できるよう、2日間にわたる大会への参加が連続週にならないよう考慮する。

イ 白石町立学校においては、県大会規模の大会等については年4回程度の参加を目安とする。

5 環境の整備について

(1) 町教育委員会及び校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、複数校で編制する合同チームの設置等を検討するなど、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう部活動の設置等に努める。

(2) 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 その他

平成30年度中に文化庁において策定される見込みの「文化部活動の在り方に
関する総合的なガイドライン（仮称）」を踏まえて改訂を行う。

* * * * *

(1) 部活動として目標とする重要な大会等とは、

- ①中学校体育連盟が主催又は共催する大会
- ②日本スポーツ協会加盟団体が主催又は共催する上位大会（県・九州・全国大会）につながる大会
- ③中学校体育連盟加盟団が主催又は共催する大会に向けて必要と認める（シード権に関わる）大会
- ④全国吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会・コンクール等、部として年間計画の中で目標とする重要な大会等であって、校長が認定する大会とする。